

取調べの可視化（取調べ全過程の録画・録音）の実現を推進する意見書

いわゆる「足利事件」において、再審無罪判決を勝ち取った菅家利和氏は、無実の罪で14年間に亘り収監された。布川事件の桜井昌司氏、杉山卓男氏は、1967年に逮捕され、1996年の仮釈放まで29年間にわたり自由を奪われた。彼らが再審無罪を勝ちとり、無実であることが明らかとなるまで、釈放後、さらに14年近い年月を要した。さらに、本年3月再審開始決定がなされた袴田事件では、併せてなされた死刑及び拘置の執行停止決定により、逮捕から48年目にしてようやく袴田巖氏は自由の身となった。これらの事件は、いずれも被疑者の「自白」が決定的な証拠となったものである。

また、2010年9月10日には、厚労省局長であった村木厚子氏に対する虚偽有印公文書作成・同行使被告事件について、大阪地方裁判所が無罪の判決を言い渡した。村木事件においては、大阪地検特捜部の担当主任検事が、証拠であるフロッピーディスクの内容を、村木氏にとって不利な内容に改ざんしたことが発覚すると共に、関係者の取調べにおいて、当時の特捜検事らが、密室における強引な取調べにより、供述者の記憶と異なる調書を多数作成していたことが、公判において次々と明らかとなった。

さらに、2012年のパソコン遠隔操作事件においては、誤認逮捕された無実の被疑者4名のうち、2名が虚偽の自白に至ったという。

上記の如きえん罪事件を防ぎ、取調べを適正化するためには、取調べの可視化（取調べ全過程の録画・録音）が必要不可欠である。取調べの可視化により、密室での取調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導等による自白強要や虚偽自白を防止することができる。

また、裁判員制度が導入された今日、裁判員である市民の意見を最大限反映し、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が市民にとって分かりやすいものである必要がある。裁判で供述調書の任意性や信用性

が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければならない。取調べを全て録画することで、取調べの状況が検証可能となり、これにより裁判員・裁判官が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になしうるようになる。このような見地からも、取調べの可視化は、不可欠なものである。

本年7月9日、法制審議会に設置された「新時代の刑事司法制度特別部会」において、取調べの可視化義務付けを含む答申案が取りまとめられた。しかしながら、今回の答申案で可視化が義務付けられることとなった裁判員裁判は全体の約2%強、検察独自捜査事件は0.1%に過ぎない。上記のごときえん罪を繰り返さないためには、全事件を対象として、取調べの全過程の可視化が法制化されなければならない。

よって、国におかれては、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」答申の趣旨を踏まえ、取調べの可視化を法制化するとともに、近い将来において、全事件をその対象とすべく、議論・検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月19日

大阪府阪南市議会